

尼崎市民間賃貸住宅住替え費用補助要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、若年夫婦世帯及び子育て世帯が本市の区域内に存する民間賃貸住宅に新たに入居する場合における当該住替えに要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、若年夫婦世帯及び子育て世帯の本市の区域内での定住に向けてそれらの世帯に属する者の兵庫県外から本市の区域内への転入の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条の住民票の記載事項において「世帯主」及び世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている「世帯員」の二人の者(これらの者に類する共同で生活する二人の者を含む。)をいう。
- (2) 若年夫婦世帯 年齢の合計が70歳未満の夫婦のみで構成される世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(出産予定の子を含む。)(以下「中学校卒業前の子」という。))とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 本市の区域内に所在する民間賃貸住宅(社宅、官舎及び寮等の給与住宅並びに兵庫県又は本市が設置する賃貸住宅で市長が認めるものを含む。)をいう。

(対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合し、又は同等の耐震性能を有していること。
- (3) 住戸専用面積が55平方メートル以上であること。
- (4) 夫婦いずれかの名義で賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること。ただし、夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助(以下「本件補助」という。)を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する世帯の構成員とする。

- (1) 世帯の構成員のいずれかが、令和6年4月1日から令和8年12月18日までの間

に兵庫県外から対象住宅に住み替え、その住み替えた日（以下「住替え日」という。）から第7条の補助金交付の申請の日（以下「申請日」という。）まで当該対象住宅に継続して居住し、かつ、住替え日から1年を経過するまでの日又は令和8年12月の最終の市の開庁日のいずれか早い日までに当該補助金交付の申請を行うこと。

- (2) 申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること。
- (3) 申請日より5年以上尼崎市内に居住する意思を有していること。
- (4) 世帯に属するすべての構成員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (5) 世帯に属するすべての構成員が、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 世帯に属するすべての構成員が、兵庫県又は本市から本件補助と同様の補助等を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 本件補助に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の額は、25万円とする。

（交付件数）

第6条 本件補助金の交付件数は、予算の範囲内で市長が決定する。

（補助金交付申請）

第7条 本件補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、住替え日から1年を経過するまでの日又は当該申請を行う年度の12月の最終の市の開庁日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住替え後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 出産予定の子のみの子育て世帯にあつては、出産予定であることがわかる書類
- (3) 対象住宅に係る賃貸借契約書の写し（第3条に掲げる要件に適合していることを確認できる記載のあるものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の規定による補助金交付決定通知書による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、補助金交付請求書（第4号様式）により、当該補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及び関係法令に違反したとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還請求書（第6号様式）により、既に交付した補助金の全部の返還を同項の規定により交付決定を取り消された者に求めるものとする。

（報告等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、申請日から5年を経過する日までの間、対象住宅が第3条に掲げる要件及び第4条に掲げる補助対象者の要件に適合しているか否かを、毎年度市長に報告しなければならない。

2 市長は、本件補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、本件補助金の交付の申請者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

3 申請者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本件補助金の交付に関し必要な事項は、主管局長

が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。